

健康たんば 21 第 3 次計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募)要領

1 案件

健康たんば 21 第 3 次計画 (案)

2 趣旨

丹波市では、健康寿命のさらなる延伸をめざし、「健康たんば 21 第 3 次計画」の策定を進めています。

今回、計画案について、広く市民の皆さまにご意見を伺うため意見公募を行います。

3 募集期間

令和 7 年 10 月 20 日 (月) ～11 月 20 日 (木) 午後 5 時必着

4 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校に在学する者
- (4) 丹波市ふるさと住民登録者
- (5) 意見等を求める事項に関し利害関係を有する者

5 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 本庁第 2 庁舎、各支所、健康センターミルネ
- (3) 各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザ (丹波ゆめタウン 2 階)

6 意見の提出方法

「健康たんば 21 第 3 次計画 (案) に対するご意見・ご提案 提出用紙」に氏名・住所・連絡先・意見者の区分、ご意見・ご提案、結果公表の意向を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 持 参：上記の閲覧場所に設置の意見箱に投函
- (2) 郵 送：〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059-5 健康センターミルネ 2 階
健康部 健康課 健康増進係 宛
- (3) F A X：0795-88-6315 (※電話は不可)
- (4) 電子メール：kenkou@city.tamba.lg.jp
- (5) ホームページ：右の二次元コードから



7 意見の公表等

- (1) 提出されたご意見・ご提案に対する市の考え方を回答としてとりまとめ、市ホームページで公表します。(公表を希望されない場合を除く。)
- (2) 提出されたご意見・ご提案に対し、個別の回答は行いません。
- (3) 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容(住所、氏名等の個人情報等)は公表しません。 (「丹波市パブリックコメント手続実施要綱」により適正に取り扱います。)

8 問合せ先

健康部 健康課 健康増進係 電話：0795-88-5082